

## ○盛岡市歴史的町家展示交流館条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 31 号

## 盛岡市歴史的町家展示交流館条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、歴史的町家展示交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 歴史的町家の活用を通じた地域の活性化に資するため、町家及び市民の生活の推移に関する資料を展示し、及び市民の交流の場を提供する施設として、歴史的町家展示交流館を次表のとおり設置する。

名称	位置
もりおか町家物語館	盛岡市鉦屋町 10 番 8 号

(開館時間)

**第 3 条** 歴史的町家展示交流館（以下「展示交流館」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる展示交流館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する展示交流館にあつては、指定管理者。以下第 6 条まで及び第 10 条から第 12 条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) ホール 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
- (2) 展示室及び案内所 午前 9 時から午後 7 時まで

(休館日)

**第 4 条** 展示交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第 4 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日）
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(展示交流館の使用)

**第 5 条** 展示交流館のホールを使用しようとする者及び展示交流館の多目的広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、展示交流館の管理上適当でないとき。

3 市長は、展示交流館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

**第6条** 市長は、展示交流館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは展示交流館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

**第7条** 使用者は、展示交流館において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

**第8条** 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

**第9条** 指定管理者が管理する展示交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する展示交流館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用する時及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用する時（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

**第11条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により展示交流館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

**第12条** 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第13条** 展示交流館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

**第14条** 展示交流館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

**第15条** 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

**第16条** 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

**第17条** 指定管理者の行う展示交流館の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

**第18条** 展示交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは展示交流館からの退去を命ずること。
- (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、展示交流館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

**第19条** 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

**第20条** この条例に定めるもののほか、展示交流館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成26年規則第33号で平成26年7月28日から施行)

2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

## (1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円
	その他の日	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円
	その他の日	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円
	その他の日	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円
	その他の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。

- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間 1 時間につき、午前 9 時前の場合は午前 9 時から正午までの、正午から午後 5 時までの場合は午後 1 時から午後 5 時までの、午後 5 時後の場合は午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の 1.5 倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。
- 7 この表により算定した使用料の額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。
- (2) 多目的広場 1 時間までごとに 1,000 円の範囲内で規則で定める額

## ○盛岡市歴史的町家展示交流館条例施行規則

平成 25 年 7 月 11 日規則第 38 号

## 盛岡市歴史的町家展示交流館条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、盛岡市歴史的町家展示交流館条例（平成 25 年条例第 31 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

**第 2 条** 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、盛岡市歴史的町家展示交流館使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する歴史的町家展示交流館にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる使用しようとする歴史的町家展示交流館（以下「展示交流館」という。）の施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が展示交流館の管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) ホール 使用しようとする日の 6 月前から使用しようとする日の 14 日前まで
- (2) 多目的広場 使用しようとする日の 6 月前から使用しようとする日の前日まで

(使用の許可等)

**第 3 条** 条例第 5 条第 1 項の許可は、盛岡市歴史的町家展示交流館使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、展示交流館を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(施設の使用料)

**第 4 条** 条例別表第 1 号の表備考 4 の規則で定める額は、同表備考 4 に規定する 3 倍に相当する額とする。

2 条例別表第 2 号の規則で定める額は、1,000 円とする。

(附属の設備の使用料等)

**第 5 条** 条例第 8 条第 2 項の規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

(減免の申請)

**第 6 条** 条例第 10 条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市歴史的町家展示交流館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第 1 号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するものが個人で使用する場合は当該申請書の提出については、当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の身体障害者手帳

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項の戦傷病者手帳
- (4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和 49 年岩手県規則第 57 号）第 2 条の療育手帳  
（指定管理者の指定の手続）

**第 7 条** 条例第 14 条第 1 項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市歴史的町家展示交流館指定管理者指定申請書に展示交流館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 条例第 14 条第 2 項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市歴史的町家展示交流館指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市歴史的町家展示交流館指定管理者不指定通知書により行うものとする。

（指定通知書等の掲示）

**第 8 条** 指定管理者は、前条第 2 項の盛岡市歴史的町家展示交流館指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第 9 条第 2 項の規定により定めた利用料金を展示交流館において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（条例第 16 条第 1 項の市長が定める事項）

**第 9 条** 条例第 16 条第 1 項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び展示交流館の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

## 附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
舞台設備	可動舞台	1 式	650 円
	スクリーン	1 張	880 円
	演台	1 式	260 円
	めくり台	1 台	130 円
	指揮台	1 式	130 円
	司会台	1 台	130 円
	平台	1 枚	130 円



照明設備	ローアホリゾントライト	1 列	260 円
	ボーダーライト	1 列	390 円
	スポットライト	1 台	130 円
音響装置	拡声装置 (マイクロホン 2 本付き)	1 式	1,100 円
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	390 円
	マイクロホン	1 本	390 円
	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1 チャンネル	650 円
映像装置	ビデオプロジェクター	1 台	1,300 円
	ブルーレイディスクレコーダー	1 台	390 円
	モニターテレビ	1 台	260 円
その他	レーザーポインター	1 台	130 円
	持込機器に係る電気使用	1 キロワットま でごとに	100 円

## 備考

- 午前 9 時から午後 5 時まで又は午後 1 時から午後 9 時 30 分まで使用する場合の使用料の額は表に掲げる額に 2 を乗じて得た額とし、午前 9 時から午後 9 時 30 分まで使用する場合の使用料の額は表に掲げる額に 3 を乗じて得た額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間 3 時間までごとに表に掲げる額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。